## 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローにおける随意契約の実績 (令和6年度 1/四半期分)

## 海外・MICE事業部 海外プロモーション課

単位:円

No.	契約の名称	契約日 (4月~6月)	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	令和6年度駐在員観光誘致機能強化事業 沖縄観光レップ業務(英国)	令和6年4月1日	10,000,000	Hume Whitehead Limited	20 Eastbourne Terrace, London W2 6LG	第167条の2 第1項第2号	外国での契約になる。当該事業者は令和4年度の本業務委託事業者選定審査で選定された事業者である。 観光レップは沖縄観光について深く理解をしてもらう必要があり、ロングホールかつ沖縄の認知度が低い英国市場において、レップの沖縄知識を蓄積し中期計画による効果的なプロモーションを実施するためにも、単年度で委託事業者を変更するのは非効率である。当該事業者は昨年度の成果検証において仕様書に定める基準を満たしており、且つ、本年度も中期計画に基づいた事業展開が可能であるため2回目の更新を行い、当該事業者と契約した。	
2	令和6年度駐在員観光誘致機能強化事業 沖縄観光レップ業務(オーストラリア)	令和6年4月1日	9,000,000	The Walshe Group	Level 5, 117 York St., Sydney, NSW 2000 Australia	第167条の2 第1項第2号	外国での契約になる。当該事業者は令和4年度の本業務委託事業者選定審査で選定された事業者である。 選定審査で選定された事業者である。 観光レップは沖縄観光について深く理解をしてもらう必要があり、ロングホールかつ沖縄の認知度が低い豪州市場において、レップの沖縄知識を蓄積し中期計画による効果的なプロモーションを実施するためにも、単年度で委託事業者を変更するのは非効率である。当該事業者は昨年度の成果検証において仕様書に定める基準を満たしており、且つ、本年度も中期計画に基づいた事業展開が可能であるため2回目の更新を行い、当該事業者と契約した。	
3	令和6年度外国人向け沖縄観光情報発信サ 小GDPR運用業務	令和6年4月1日	1,034,880	(株)インターネットイニ シアティブ	東京都千代田区富士見2- 10-2 飯田橋グラン・ブ ルーム	第167条の2 第1項第2号	昨今個人情報の取り扱いに関して、EUではWEBサイト運営事業者に対する厳しい管理体制を要求しており、当財団では外国人向け沖縄観光情報発信サイト運用において、EU圏をはじめGDPR対象地域からのアクセスがあることから、GDPR対策ツールを導入・運営している。GDPRは法規則として制定されているため、本年度においても引き続き、導入ツールの運用及び、EUデータ保護監督当局の現地窓口として、問題が生じた際の迅速な対応を行うEU代理人サービスが必要不可欠となる。 当該事業者は、GDPR対策を行える事業者の中で沖縄県内に拠点を持ち、かつEU代理人サービスが受託可能な唯一の企業であることから、当該事業者とツール・ライセンス及びEU代理人サービスの契約を締結した。	
4	令和6年度VISITOKINAWAJAPAN・沖縄デ ジタルパンフレットギャラリーサイト、サーバ 保守及びサイト(CMS)運用	令和6年4月1日	6,975,100	(有)テトラビット	沖縄県浦添市西原2-4-1 P's SQUARE 304		当該事業者は、当財団が令和6年度に委託契約を行っている「OCVB 関連サーバー/ファイルサーバーの遠隔バックアップ運用保守業務」を 請負っており、OCVB関連サーバーと当サイトのサーバー運用を一括 管理することで、問題発生時に早期解決を行うことができるとともに重 大な事故を未然に防ぐことができるため、安定的なサーバー運用維持 のため当該事業者と契約を締結した。	